

第2章 「保存管理計画」

2-1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

公会堂は、昭和 55(1980)～57 年(1982)の半解体修理や平成 14 年(2002)の部分修理の他にも、所有者や管理者が維持修理を行ってきたが、現在、以下に記すような破損が見られる。

外部では、風雨にさらされる甲板（ベランダ）や車寄せが大きく腐朽している。また雨掛かりとなる基礎石上の付土台・下見板・窓飾り・軒蛇腹などの外壁面も腐朽が進行し、特に東面は顕著である。内部でも、特に本館東側の側廻りの部屋では天井の雨染みが散見される。大空間をなす2階の大広間では天井が垂下し、また他の部屋でも漆喰天井に亀裂が生じている。このように、元々の建物の特性や北海道という厳しい冬の気象条件、函館港から潮風が吹き込む立地条件などにより、各部の破損が進行している^{注1}。

表 2-1. 旧函館区公会堂の破損状況

項目	内容	箇所
外構・基礎・床下	煉瓦の一部欠失、目地劣化	[本]東面 [附]渡廊下
	石段のクラック	[本]車寄せ、縁側 [附]玄関
	周辺の延石のずれ、不陸	全面
外壁・甲板・車寄せ	柱、柱頭、手摺りなどの腐朽	[本]車寄せ、甲板、突出部
	床簀子の腐朽	[本]甲板
	下見板、窓台、軒蛇腹など外壁面の腐朽	全面
軸部	柱の捻れ、桁の垂下	[本]2階大広間
内壁・天井	漆喰塗の汚損、割損など	各室の天井、壁面
	壁紙の劣化、剥離	[本]2階貴賓室
	腰羽目板の脱落	各室の腰壁
	漆喰天井の垂下	[本]2階大広間、1階小食堂など
床	不陸	[本]2階廊下
	リノリウムの破損	[本]1階事務室
	塩ビシートの子き	[本]各室
小屋組・屋根・雨樋	取付き部コーキングの劣化	屋根窓、煙突など
	雨漏り	[本]小屋組
	樋受石の不陸	[本]西側
建具	ドアハンドルなど金具のずれ	各室
	金具の各部材の摩耗(錠の開閉不良など)	各室
	敷鴨居の摩耗	各室
内装類	カーテン類の劣化(雨染み、日焼け)	[本]側廻りのカーテン類
	灯具の欠失	[本]事務室などの各室
塗装	油性ペイントの劣化	外壁面

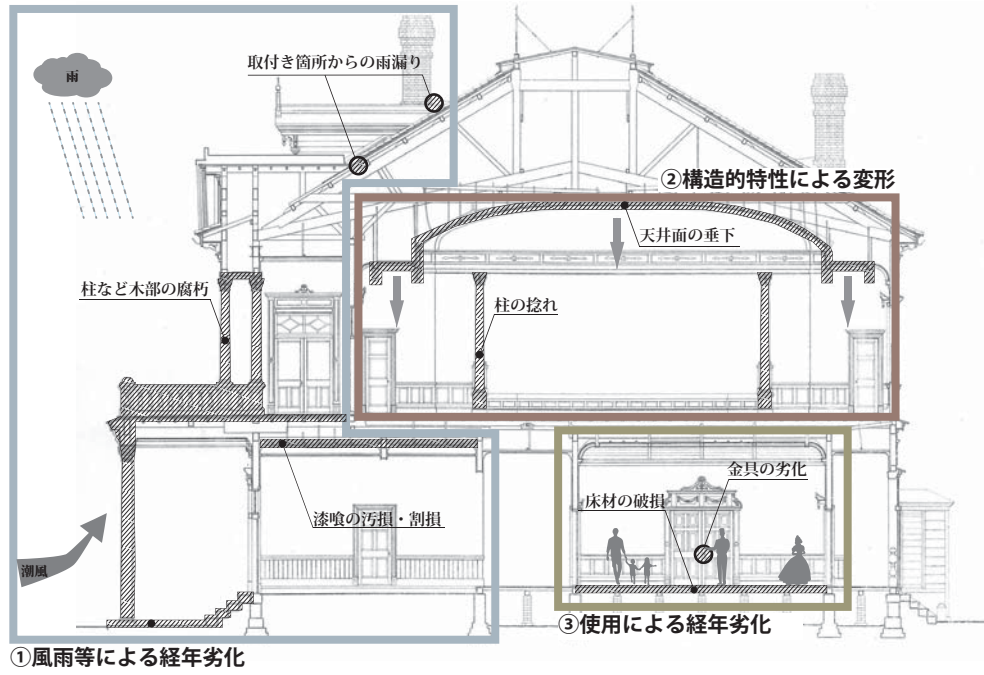
※[本]本館 [附]附属棟

(2) 管理状況

建物と敷地は函館市所有となっており、日常の管理は指定管理団体の「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」（以下、「財団」という。）が行っている。現在は通年で公開されており、公開時間内は財団の職員が常駐し、夜間は市内の警備会社に警備を委託している。休館日は、12月31日～1月3日の年末年始（特別公開あり）と、月に1度の「館内整理日」（繁忙期の5月～8月を除く）となっている。館内の清掃は市内の業者に委託し、床や窓ガラス、便所などの清掃を行っている。

注1 平成 23 年度の保存修理調査をまとめた『旧函館区公会堂保存修理調査結果報告書』参照。

【模式図】



① 風雨等による経年劣化



雨漏り (本館 小屋組)



柱頭の腐朽 (本館 西側車寄せ)



窓台の腐朽 (本館 東面)



漆喰の汚損・割損 (本館 1階 予備室)

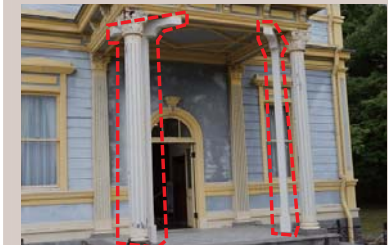
② 構造的特性による変形



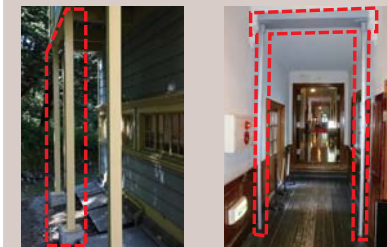
天井の垂下 (本館 2階 大広間)



床の不陸 (本館 2階 廊下)



補強柱 (本館 西側車寄せ)



補強柱 (左:本館 突出部 右:渡廊下)

③ 使用による経年劣化



リノリウムの破損 (本館 1階 会議所役員室)



塩ビシートの浮き (本館 2階 演壇)



建具金物のずれ (本館 1階 会議所役員室)

図 2-1. 旧函館区公会堂の破損状況

2-2. 保護の方針

(1) 部分の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、屋根及び壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の区分に準じて「部分」を設定し、形式・意匠・技術その他について保護の方針を定める。

〈保存部分〉

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分。構造上特に問題を有する場合を除き、壁・柱・床・梁・屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

基準1：材料自体の保存を行う部位

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

公会堂は、昭和修理の際に当初復原されており、軸部などの主要部材から造作に至るまで、修理後の改変が全体的に少ないことから、基本的には外観及び内部の全面を保存部分とする。

保存部分については現状維持を原則とするが、管理及び活用上必要な場合には変更を検討する。ただし、変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

〈保全部分〉

維持及び保全することが要求される部分で、主として部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分に限る。

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

保存部分と同様、基本的には現状を維持するが、管理や活用のために、定期的に内装や設備の更新が必要な部屋を保全部分とする。現状の内観や仕様を変更する際には、雰囲気を損なわないよう配慮する。

例) 便所（衛生器具の更新、レイアウトの変更など）

附属棟（照明や空調器具の追加、防災基盤などの更新）

〈その他部分〉

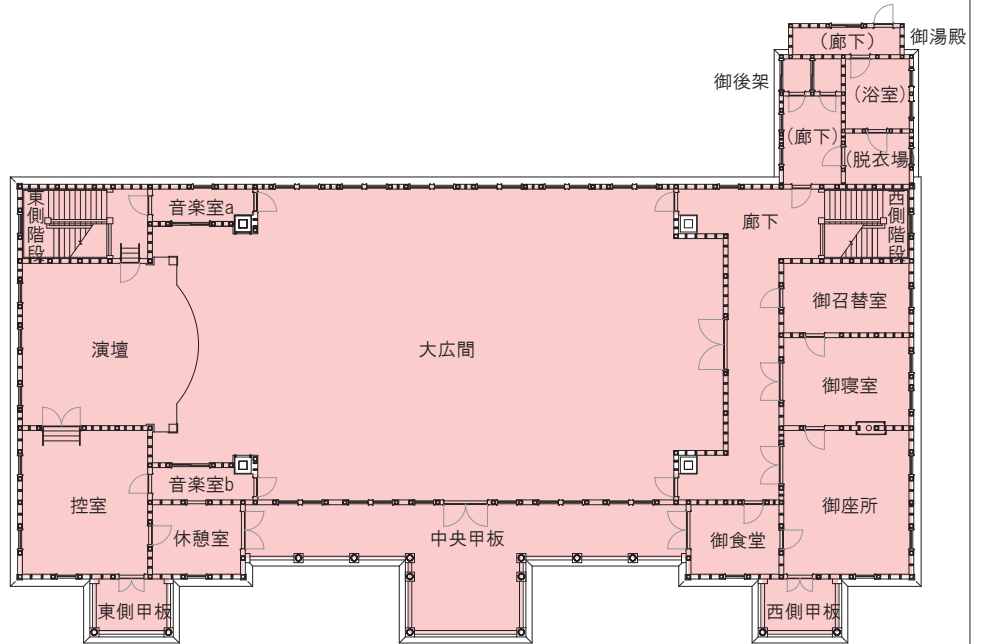
活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分。

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

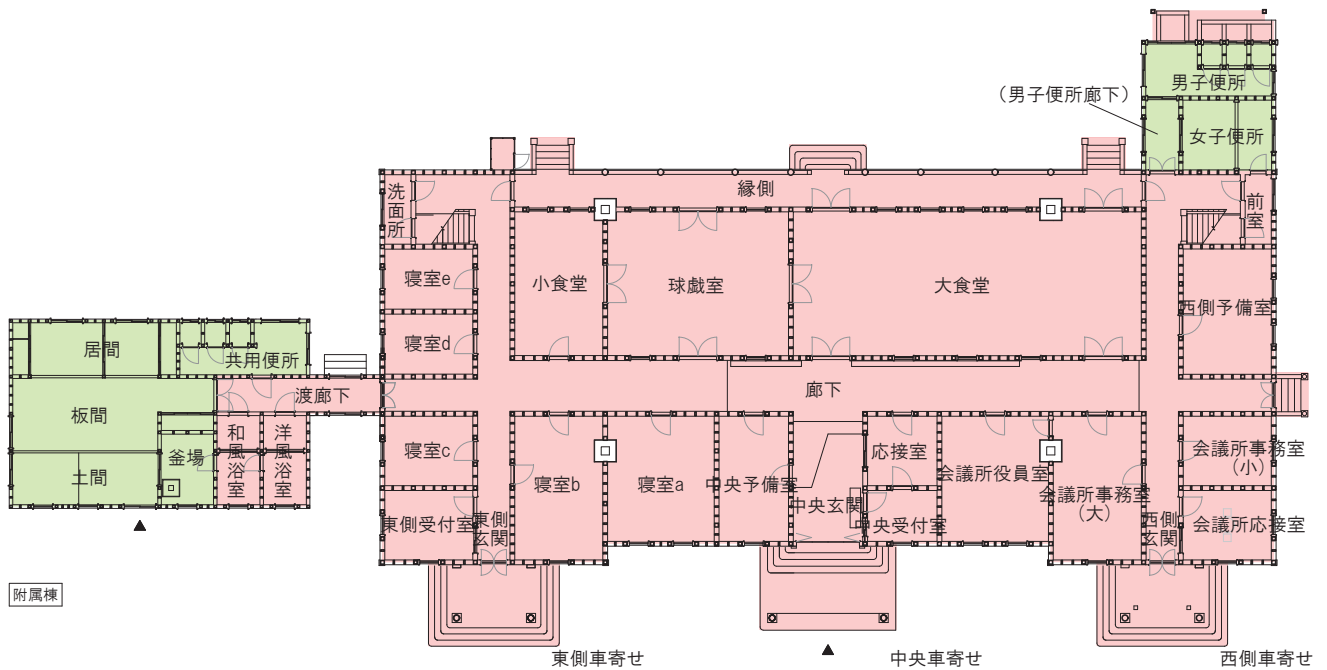
基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

公会堂は、昭和修理の際に当初の姿に復原され、その後の改変も少ないことから、〈その他部分〉は設定しない。

- 保存部分
- 保全部分



2階平面図



1階平面図

図2-2. 部分の設定

(2) 部位の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠・暖炉・軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡易調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠した「部位」を設定し保護の方針を定める。

〈基準1〉材料自体の保存を行う部位

装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とする。

公会堂では、軸部や建具などに加え、当初の灯具や2階貴賓室廻りに用いられた当初の壁紙（輸入材）などは資料的価値も高く、文化財として材料自体を厳密に保存するため、基準1とする。

例) 主要構造部（基礎・土台・柱・梁等）・建具・漆喰装飾（中心飾等）・当初の内装類など

〈基準2〉材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準1に準じた箇所、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2とする。

漆喰塗や瓦葺などが挙げられ、修理は伝統的な材料及び技法により行う。昭和の保存修理時に、当初の床の様子を理解のため一部に用いられたリノリウムや、上質な雰囲気を残すために貴賓室廻りに使用された別注品のカーテンや絨緞も含む。ただし、昭和修理の際に保存された当初の漆喰塗（壁や天井）は、出来る限り残すよう努める。

例) 壁面（漆喰塗・下見板張り）・屋根（瓦葺・銅板葺）・リノリウム・カーテン（別注品）など

〈基準3〉主たる形状及び色彩を保存する部位

保存部分にあっては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とする。

公会堂では、当初のカーテンや絨緞は全て失われていたが、昭和修理の際に、カーテンは古写真によって形状や前飾りの形式、束ね方が、絨緞は文献資料によって色彩が判明した。そこで、材料自体は当時の一般的なものを用いつつ、どちらも形状や色彩が復原された。

このような検討を経て当初の形状や色彩が整備復旧された箇所、あるいは仕様が判明したが今日では入手困難なもので一般的な既成品により代替されている箇所は、基準3とする。

例) カーテン・絨緞（ともに貴賓室廻り以外の既成品程度のもの）

〈基準4〉意匠上の配慮を必要とする部位

保全部分にあっては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位について基準4とする。その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とする。

公会堂では、主に管理や活用に必要な設備類など、意匠を配慮しながら現代的な技法・材料を用いて整備する部位を基準4とする。

例) 防災や活用のための設備類、補助照明など

なお、公会堂においてはその他部分を設定しないので、基準5「所有者等の自由裁量に委ねられる部位」に該当する箇所はない。

表 2-2. 部位の設定（内装など）

部位	〈基準1〉 材料自体を保存	〈基準2〉材料の形状・ 材質・仕上げ・色彩を保存	〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存	〈基準4〉 意匠上の配慮が必要
床	リノリウム		輸入品のリノリウム	塩化ビニールシート
	絨緞		別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）
カーテン		別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）	
照明	当初の灯具（復原含む）			新設した補助照明
壁紙	当初の壁紙		整備した壁紙（御食堂）	
内壁塗装		油性ペイント・ワニス塗装		
外壁塗装		油性ペイント塗装		



図2-3. 部位の設定

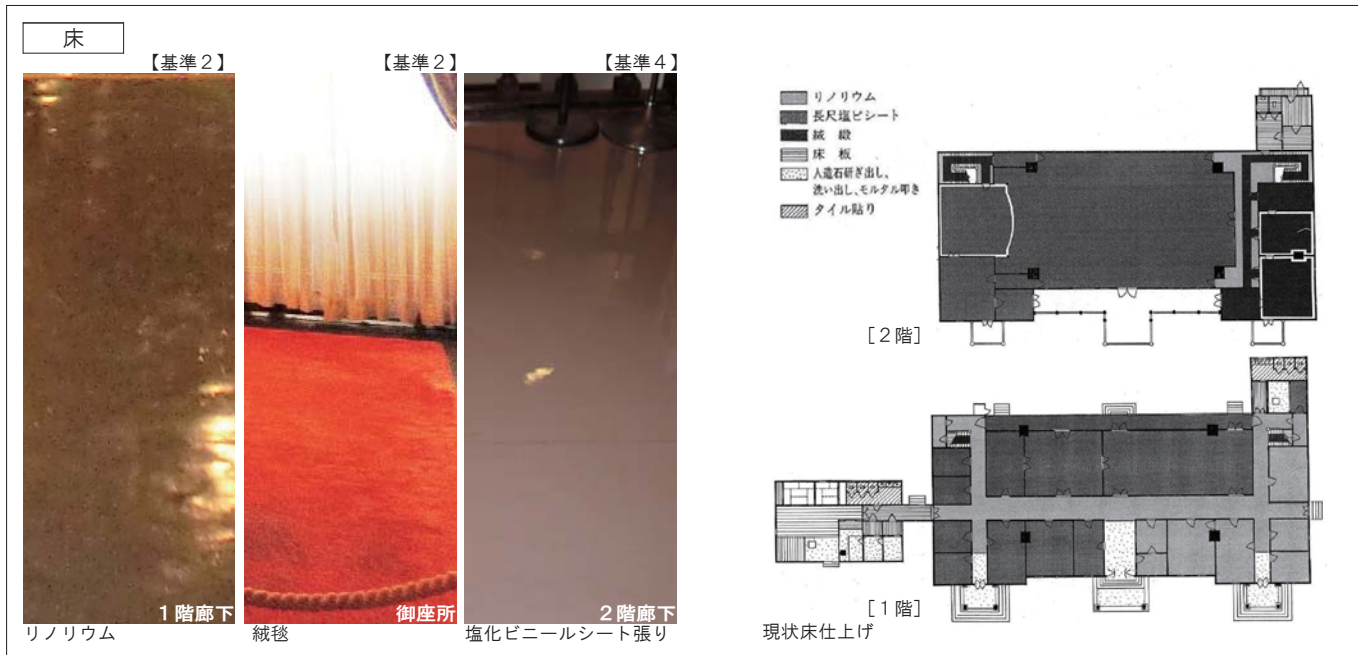


図2-4. 部位詳細

2-3. 管理計画

(1) 管理体制

指定管理者の「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」は、平成元年(1989)に設立され、市内の文化・スポーツ施設の管理運営にあたっている。公会堂は、財団設立当初の平成元年から管理を委託し、平成18年からは指定管理者制度を導入して「函館市社会教育施設等の管理に関する仮協定書」及び「社会教育施設等管理業務実施要領」に基づき管理にあたっている。現在は、公開時間中は財団職員が常駐し、夜間は財団からの委託による警備会社が警備している。同じく財団からの委託により、日中は清掃会社が館内清掃をしている。今後の保存修理後は、公募による指定管理者の選定を検討している。

【所有者】函館市 / 函館市東雲町4番13号

担当：教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 Tel：0138-21-3464

【指定管理者】公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 / 函館市湯川町1丁目32番1号

Tel：0138-57-9734 (旧函館区公会堂 Tel：0138-22-1001)

・業務内容：旧函館区公会堂の管理運営全般。

公会堂の職員は9名で、公開時間中は4名以上が常駐。

日常の記録として業務日誌を作成。

【夜間警備】株式会社セントラル警備

・業務内容：夜間の警備（4～10月 19:00～9:00、11～3月 17:00～9:00）。

夜間に警備員1名が附属棟に宿直。夜間及び朝に数回見回り。

夜間の有事の際は、館長以下関係者に連絡。

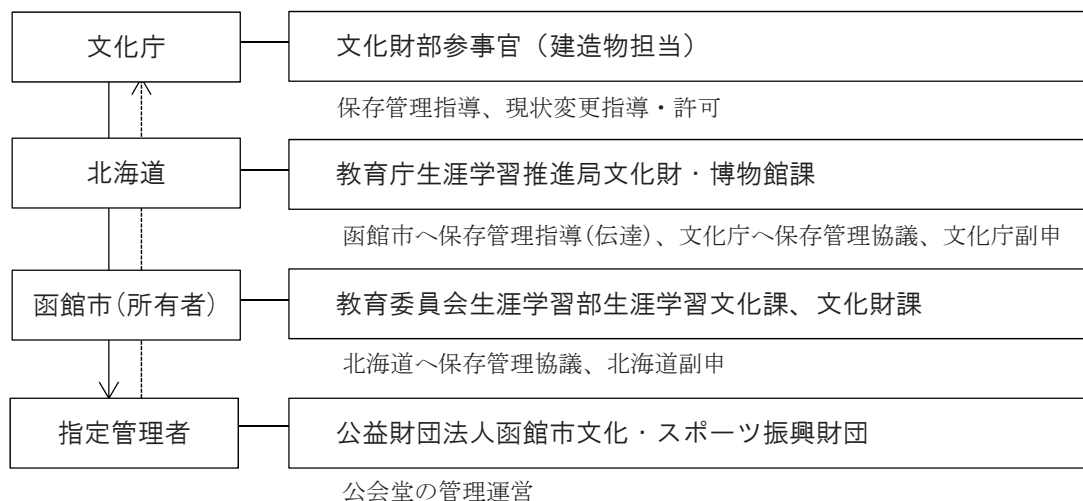
日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

【清掃】株式会社セイビ

・業務内容：公会堂館内の清掃全般（床・窓ガラス・便所の清掃・ワックス掛けなど）

日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

管理上の連絡体制は以下の通りとする。



(2) 管理方法

公会堂の保存環境を良好に維持するために必要な事項について、具体的な管理の方法を記す。

1) 保存環境の管理

ア. 清掃、整頓に関する事項

- ・床の清掃、便所の清掃を行う（委託業者）。
- ・枝払いや落葉の清掃など、建物外部の清掃（財団職員）。
- ・木部の清掃は基本的に箒や乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾などを用いる。
- ・壁紙は、静電気を利用した掃除道具などで丁寧に埃を取る。
- ・化学雑巾や薬品は基本的に使用しない。

イ. 日照・通風の確保に関する事項

- ・公開時には建具の開閉を行ない、通風を確保する。
- ・冬期や強風時には建具の開閉はしない。
- ・昭和修理の際に設置された換気口を有効に使い、建物の温湿度管理を行う。
- ・周辺樹木の剪定により、日照・通風を確保する。

ウ. 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- ・基礎や付土台・下見板・窓飾りのほか、甲板・車寄せなど外部は集中的に点検する。
- ・樋受石が逆勾配になっているため、雨水が溜まりやすく、排水状況をよく確認する。
- ・蟻害・虫害・腐朽箇所は早期に発見し、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。
- ・暗渠排水管により排水しているが、特に大雨の時などには排水状況をよく確認する。
- ・雨掛かりとなるようなものを整備する。

エ. 風水雪害に関する事項

- ・冬期には財団職員が建物周囲を雪かきし、点検・避難用の道を確保する。
- ・冬期には建物周囲にロープを張り、落雪による被害を回避する。
- ・雪解け水による木部の腐朽対策として、冬期には甲板にシートを張って雪下ろしをする。
- ・計画区域の一部が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されており、台風や大雨、暴風などの警報発令時には、可能な応急措置を施す（4章にて詳述）。
- ・緊急時のマニュアルを作成する。

2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。以下の内容及び「2-2. 保護の方針」の部位の設定において基準3及び基準4としたものの修理などについては、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2による「修理届」の提出は基本的に必要ないものとする。なお、判断が困難なものについては、北海道教育庁や函館市教育委員会などと協議の上実施する（第6章参照）。

なお、指定管理者は「函館市社会教育施設等の管理に関する協定書」に基づき、修繕にかかる費用が80万円未満/件の場合には、原則として指定管理者の負担で修繕を行うこととなっており、実施にあたっては市と協議することとしている。

表 2-3. 主な点検項目と小規模な修繕及びその他の対策

	主な点検項目	小規模な修繕 その他の対策
①外構 基礎 床下	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・石段・延石のクラック・ずれ・ゆるみ・不陸・目地の劣化。 床下の虫害・腐朽箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> 目地の補修。 石段は苔や汚れを適当な洗剤で取除く。 蟻道や落葉の堆積を確認したら、防蟻処理や堆積物の除去などの措置を講じる。 基礎廻りの換気口の開閉。
②外壁	<ul style="list-style-type: none"> 付土台・屋根窓・下見板・軒蛇腹・窓台などの腐朽・ひび割れ・弛緩・脱落。 	<ul style="list-style-type: none"> 下見板の補修。 窓飾りなど落下しそうなものの確認及び速やかな立入禁止措置。
③甲板 車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> 露出した柱の柱脚・柱頭・手摺り及び床簀子などの腐朽。 	<ul style="list-style-type: none"> 手摺りなど落下しそうなものの確認及び速やかな立入禁止措置。
④内壁 天井	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ材（壁紙・漆喰塗・板張りなど）の劣化。 雨漏りなどによる湿潤箇所の点検。 	<ul style="list-style-type: none"> 漆喰の亀裂や汚損箇所の応急的な補修。 崩落しそうな箇所の確認及び速やかな立入禁止措置。
⑤床	<ul style="list-style-type: none"> リノリウム・塩ビシート・板張り・畳などの摩耗・傷・ささくれ・浮きなど。 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃（雑巾やモップでの乾拭き、ワックス掛け、埃の除去など）。 重量物の持込み制限。 家具等の設置や移動に伴う床面への衝撃の回避。 畳の天日干し、裏返し、表替えなどのメンテナンス。
⑥屋根 雨樋	<ul style="list-style-type: none"> 外部から瓦の乱れや取付き箇所（煙突・屋根窓・渡廊下）の確認。 小屋裏から雨染みなどの確認。 樋受石周辺の排水状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 棧瓦葺の屋根ズレ直し。 取付き部のコーキング処理。
⑦建具	<ul style="list-style-type: none"> 建具の建付 ガラスの割れ 金具類のサビ・弛緩など。 敷鴨居の摩耗・腐朽。 	<ul style="list-style-type: none"> 建付調整。 蝶番、軸摺り、吊金具などへの施油。 ドアハンドル、錠などの締直し。 開閉時に金具類が壁面を傷つけないよう注意する。 強風時の建具の固定。 敷居に入った砂や小石は極力取り除き、開閉による摩滅を防ぐ。
⑧内装類	<ul style="list-style-type: none"> カーテン類の劣化・日焼け・雨染みなどの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 電球（照明）の交換。
⑨その他		<ul style="list-style-type: none"> 便器等衛生器具の更新。

【主な点検項目】



石段のゆるみ（本館車寄せ）



礎受石の不陸（本館西側）



柱根の腐朽（本館突出部）



窓飾りの腐朽（本館東側）

【小規模な修繕】



下見板の補修（本館東側）



漆喰の補修（本館事務室）



建具金具の締め付け調整（本館甲板）



煙突取付き部のコーキング補修（本館屋根）

図 2-5. 建造物の維持管理

3) 重点的な管理が必要な箇所

「2-1. 保存管理の現状」に示した破損状況のうち、甲板など露出した柱の柱脚や柱頭、床簀子の腐朽などについては、これまでも繰り返し修理を行っており、保存上の課題となっている。冬期の積雪及び雪解け水が主な原因と推定され、現在は降雪期に甲板をシートで養生するとともに定期的に甲板の除雪を行っているが、それでも破損は進行している。

そこで、今後も可能な限り除雪を行うとともに、重点的に点検を行う。さらに今後の保存修理に合わせて破損要因の特定に努め、保存上の改善措置として在来工法の変更も視野に入れた検討を行うものとする。

4) その他

①関連史料

公会堂には、造営や修繕に関する資料や古写真・古文書などの関連する史料が良好に残されている。これらの新聞や行政文書、設計図といった資料は、市役所や図書館など各所に保管されている。巻末に「関連史料に関する一覧表」^{注2}を掲載して所在を明らかにするとともに、今後も散逸することがないように管理方法には十分に留意する。

②古材

昭和修理時に取替えられた古材は本館小屋裏に保管されている。主に復原されたバルコニー周りの柱や柱頭飾、高欄、また中古のランプシェード、当初のリノリウムなどで、公会堂の変遷を示す貴重な資料であるため、今後も保存に努めるとともに、一部を展示に活用する。

(3) 今後の課題

公会堂の管理運営については指定管理者制度を導入していることから、現在の管理者が変更されることも想定される。修理後は、現状の管理体制や管理方法などを基本的に継続することとし、詳細については活用方法なども考慮するものとする。



写真 2-1. 古材（柱頭飾など）



写真 2-2. 古材（中古のシェード）

注2 巻末「資料編」参照。

2-4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

破損箇所は多くあるが、平成 29 年度以降に保存修理を計画していることから、当面は緊急を要する箇所についての維持修理に努める。

(2) 今後の保存修理計画

平成 29 年度以降に実施予定の保存修理や設備改修について、平成 23 年度に実施した保存修理調査及び平成 26 年度に実施した耐震診断調査に基づいて計画された修理・改修の内容を下記に示す。

【保存修理】

木部や漆喰塗などの仕上げ材など各部の破損が進行している。基本計画や実施設計を経て、軸部を残した部分修理工事とする。漆喰塗は、天井・壁ともに当初のものがよく残っていたことから、昭和修理では、できる限り塗替え等の根本的な手を加えずに補修程度に留めた。

今後の保存修理でも、当初の漆喰塗を残すことに最大限配慮し、補強のために必要な壁の解体は必要最小限に留める。

【耐震補強】

耐震診断の結果、本館・附属棟ともに「安全確保水準」を満たしていないことが確認されたことから、建物の保存修理に合わせて耐震補強を行う。

本館は壁面内部への耐震壁の付加、2階及び小屋裏水平構面の補強、軸部への接合金物の付加、コンクリート基礎の増設などを行う。附属棟は壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加を行う。

【設備改修】

昭和修理の際に整備された設備類が更新の時期に来ていることから、電気設備工事として電灯設備・テレビ共同受信設備・拡声設備の更新、Wi-Fi 設備の設置などを行なう。また玄関前面石畳のロードヒーティング設備の新設や、バリアフリー対策などを行う。機械設備工事では給排水設備・衛生器具設備・給油設備・換気設備の更新を行うほか、暖房設備を設置する。

また、設備類と同様に防犯・防火装置も更新の時期に来ていることから、機器の更新を行う。特に防犯警備については、現在の有人警備から機械警備の導入や監視カメラの設置などを検討する。

【展示改修】

現在は、昭和修理後の展示の状態を基本的に継続しているが、保存修理に合わせてハード・ソフト両面において、展示計画やサイン計画を検討する。

表2-4. 平成29年度以降の工事概要

建造物保存修理工事	本館	基礎工事	東側ポーチ石段据直し、背面中央石段据直し、背面・側面石段耳石据直し、正面玄関敷石据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、背面石積復旧、基礎煉瓦目地補修
		木工事	東西バルコニー復旧、外壁等補修、背面雑作等補修、背面突出屋根継補修、内部腰板補修 ※本館の甲板や突出部などの露出した柱などの対策は、修理時に検討する。
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、売店天井補修、二階煙突回り天井補修、漆喰壁天井亀裂補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		板金工事	バルコニー床銅板葺、陸屋根際水切り ※当初の技法や仕様の変更など、根本的な対策については、修理時に検討する。
		雑工事	壁紙補修、建具補修、煙突止水処理、棟飾り控え止水処理、修理銘札
	附属棟	基礎工事	正面石段据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、煉瓦基礎亀裂補修、基礎煉瓦目地補修
		木工事	外壁等補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、内壁化粧直し、渡廊下境天井補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		雑工事	渡廊下棟改修、建具補修、建具整備、煙突止水処理、修理銘札
電気設備工事	電灯設備	照明器具は取り外して清掃ランプを取り替えて再用。破損器具は同等品で復旧。配線器具、電線、ケーブルは全て更新。	
	防災照明設備	誘導灯は高輝度型に更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	通信設備	テレビ、インターネット、Wi-Fi等、通信設備の更新及び新設。	
	拡声設備	アンプ、スピーカー等機器は更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	自動火災報知設備	設備機器は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。建物外部に炎感知器を新設。	
	避雷設備	突針は再用し、棟上導体及び導線は更新。	
	ロードヒーティング設備	正面玄関前石畳部分にロードヒーティングを敷設新設。電力契約は期間電力（融雪電力）とする。	
	外灯設備	正面の外灯を既設同等品に更新。	
	暖房設備	暖房設備の設置。	
	バリアフリー設備	段差解消ステップ、スロープの設置。可搬式階段昇降機の導入。	
機械設備工事	屋外給水設備	敷地内の配管を全て更新。量水器ボックスは更新。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。また、掘削範囲を最小にする為に新設排水経路と並走する。	
	屋内給水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	屋外排水設備	敷地内の配管を全て更新。排水柵は塩ビ柵とする。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。	
	屋内排水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	衛生器具設備	便所レイアウト変更に伴い改修。男女別便所・多目的便所の設置。	
	屋外消火設備（放水銃）	全ての配管を更新。エンジン付消火ポンプ、放水銃ユニットは更新。屋内消火栓系統とは別に設けて整備する。	
	屋内消火設備（屋内消火栓）	全ての配管を更新。消火ポンプは更新し、屋内消火栓は既設品を再用。放水系統とは別に設けて整備。	
	給油設備	全ての配管を更新する。オイルタンクは更新。	
	換気設備	換気扇本体を全て更新。ダクトは、便所レイアウト変更に伴い改修。	
	その他	男女便所、車椅子便所のレイアウト変更に伴い床、壁、天井を改修。貫通部、取付等に不具合が生じている箇所の補修。	
	耐震補強工事	本館	基礎補強（コンクリート基礎の設置、既存基礎との一体化）、水平構面補強（2階床下の一部及び小屋裏へ水平ブレース、方杖設置）、壁内補強（構造用合板設置）、接合部補強
附属棟		壁内補強、接合部補強	

※『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』（平成24年）、『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』（平成27年）をもとに作成